

## 木津川市条例第6号

### 木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

手話は、手指だけではなく、体全体を動かし、豊かな表情を用いて、視覚的に表現する、情緒に満ちた表現方法であり、これを使用する人の言語として、自らの意思や考えを表現するとともに、日常生活及び社会生活を営む上で必要となる意思疎通の手段として使用され、育まれてきた。

今般、障がい特性に応じた支援等に関する法令整備が進む一方で、実際には社会の側において、理解の促進や配慮に関する課題があり、障がい者が、その特性に応じた自由な方法でコミュニケーションを図ることや、情報を取得するための取組の推進が求められている。

障がい特性に応じた支援等の歴史を辿ると、明治11年に、全国で初めての聴覚、視覚障がい児の教育機関である「京都盲<sup>あ</sup>啞院」が開設され、この集まりの中で手話は言語として認識された。

日本のろう学校においても、口話の習得を促進する教育が推進され、手話の使用が禁止されることとなったが、手話はろう者の中で大切に守られてきた。

昭和22年には全日本ろうあ連盟が発足し、今日においても日本国内における手話の継承及び発展に寄与し続けている。また、平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約において、「手話は言語である」と明記された。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）を代表とする各種法律等の制定により、それぞれの障がい特性に対し、意思疎通のための手段の確保や差別の解消、合理的配慮の整備等が進められ、近年では、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）が令和7年6月に施行された。

それら歴史的背景等を踏まえ、現状の課題解決に対する取組みとして、手話等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の獲得を必要とする子ども達が、その手段を学習できる環境の整備を行うことや、障がい特性に応じた配慮について、周囲の理

解を得られるような周知啓発を実施することは重要であると考えられる。

市では、障がい特性に応じた表現、情報取得について保障され、全ての市民が、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段がこれを使用する人にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話が言語であることへの理解の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者のそれぞれの役割を明らかにすることにより、全ての市民が、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難治性疾患及びその他の心身の機能の障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真及び絵図等の視覚情報を活用した分かりやすい表現、その他障がい者が、日常生活又は社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (3) コミュニケーション支援者 手話通訳者及び手話通訳士（以下「手話通訳者」という。）、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者の意思疎通の支援等を行う者をいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤及び通学等をする者をいう。
- (5) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることへの理解の普及は、手話の持つ歴史的背景を踏まえるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために長年にわたり大切に受け継いできた言語であるという理解の下に行われなければならない。

2 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することの必要性を理解するとともに、障がい者が自らコミュニケーションの方法を選択する機会が保障されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、言語である手話の普及及び障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。また、事務や事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するために必要となる予算の確保に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を含む障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を必要とする人が、それらを使用しやすい環境づくりや、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を含む障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を必要とする人が、希望するサービスの選択ができるよう、利用しやすいサービスの提供や、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。また、障がい者が働きやすい環境の整備や、事業を行うにあたり社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段に対する理解の促進及

び普及に関する施策

- (2) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (3) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の活用による意思疎通の支援及びコミュニケーション支援者の養成に関する施策
- (4) 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習機会の提供に関する施策
- (5) 災害時等に障がい者が情報を取得しやすい環境の整備に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策(施策推進に関する意見聴取)

第8条 市は、前条各号に規定する施策を推進するに当たっては、障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聞き、その意見を反映するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。